

平成 2 6 年 度

第 1 回 柏市健康福祉審議会
地域健康福祉専門分科会

会 議 資 料

平成 2 6 年 1 0 月 2 日

柏市保健福祉部

目 次

1	委員名簿	1
2	【議事資料】	
	第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について (民生委員・児童委員の基準定数について)	
(1)	資料1 民生委員の基準定数についての基本的な考 え方	2
(2)	資料2 「民生委員・児童委員の定数」に係る参酌 基準について	5
(3)	資料3 平成26年度民生委員・児童委員委嘱状況	7
	・ 民生委員児童委員の活動状況	9
	・ 日常圏域データ	10
	・ 民生委員ヒアリング概要	11
(4)	資料4 事務局案	17
	・ 基準条例(施行規則)案	18

■地域健康福祉専門分科会 委員 ◎会長 ○副会長

氏名	よみ	所属など
今 村 貴 彦	イマムラ タカヒコ	柏歯科医師会会長
◎ 小 林 正 之	コバヤシ マサユキ	北柏ナーシングケアセンター院長・東京慈恵会医科大学客員教授
小 松 幸 子	コマツ サチコ	柏市議会議員
齊 藤 泉	サイトウ イズミ	柏市薬剤師会副会長
鈴 木 五 郎	スズキ ゴロウ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会理事
妹 尾 桂 子	セノオ ケイコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長
長 瀬 慈 村	ナガセ ジソン	柏市医師会副会長
○ 中 谷 茂 章	ナカタニ シゲアキ	柏市社会福祉協議会会長
古 川 隆 史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
堀 田 き み	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会代表
水 野 治太郎	ミズノ ジタロウ	麗澤大学名誉教授
山 名 恵 子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会会長
吉 田 勝 彦	ヨシダ カツヒコ	柏市ふるさと協議会連合会会長

■市等出席者

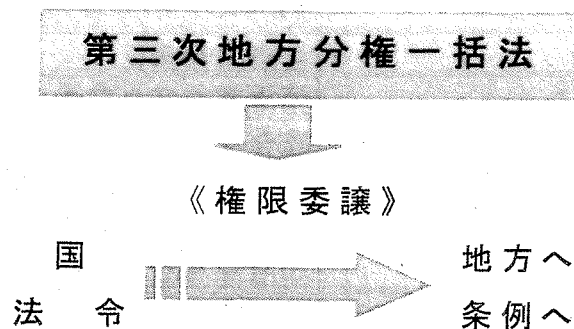
保健福祉部	部長	下 隆 明
	次長(兼)保健福祉総務課長	上 野 哲 夫
	次長(兼)高齢者支援課長	秋 谷 正
	福祉活動推進課長	佐 藤 高 市
	保健福祉総務課 主幹	込 山 浩 良
	保健福祉総務課 副主幹	田 中 時 代
	保健福祉総務課 主事補	間 館 瑞 紀

(オブザーバー)

柏市社会福祉協議会	柏市社会福祉協議会事務局次長	藤 本 裕 司
-----------	----------------	---------

1 民生委員の定数基準についての基本的な考え方

(1) 民生委員定数基準の条例化の背景



住民に身近な行政は，地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに，地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする，とした地方分権の流れの中で，平成25年6月に第三次地方分権一括法（地域自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が制定されました。

その内容は，

「これまで国の権限であった事務の地方公共団体への移譲や基準等の制定権限の条例への委任」

です。

具体的には，民生委員法の改正による民生委員の定数基準の制定が条例により定められるものとなりました。

この改正は施行期日を26年4月1日とし，施行後1年以内の条例制定が求められています。

(2) 基準の概要

民生委員の職務

- ・ 住民の生活状態の把握
- ・ 生活相談，助言，援助
- ・ 福祉サービス等の情報提供
- ・ 社会福祉事業との連携，活動支援
- ・ 福祉事務所など関係行政機関の業務協力
- ・ 住民福祉増進のための活動

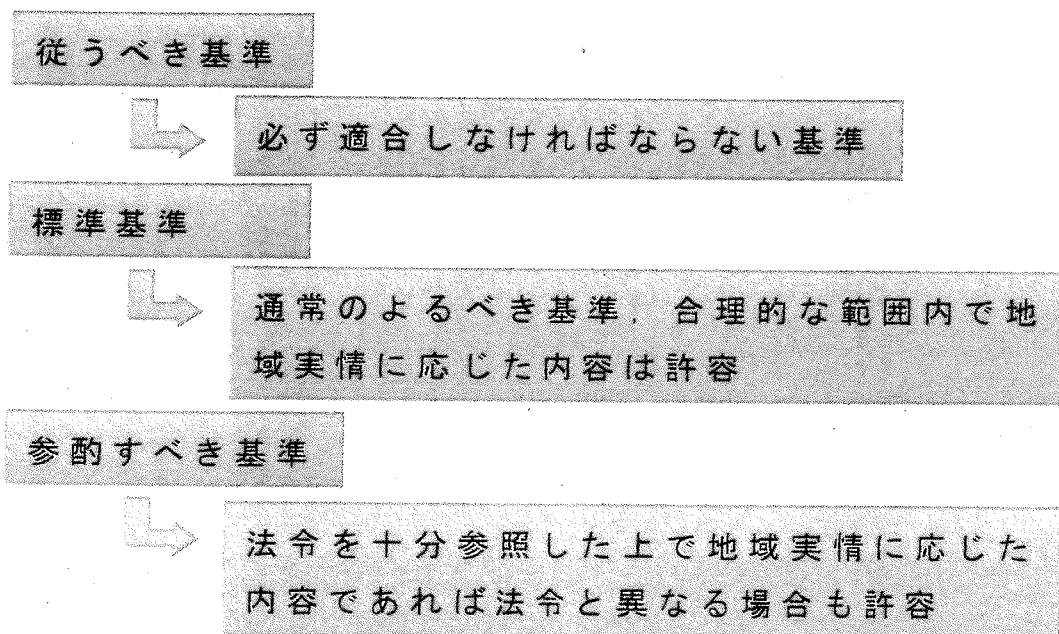
民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された無報酬・非常勤特別職の地方公務員です。その主な職務は担当の区域において高齢者や障害のある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行いながら地域住民の生活状態を把握するとともに、住民の福祉や医療の悩み、経済的困窮による生活上の心配ごとなどの相談を受ける中で、市や社会福祉協議会などの関係機関と密接に連携しながら、地域の見守り役・行政とのパイプ役として尽力されています。（民生委員法第14条）

民生委員の定数基準とは、このような地域福祉の増進に重要な役割を果たす民生委員の活動が適正に確保されるために、市全体として何人配置するかという「基準（数）」を定めるものです。

また、今回の民生委員法の改正では、都道府県、政令市、中核市が権限委譲の対象となっています。

（3）条例案の基本的な考え方

条例委任する場合の基準設定類型



市は、改正された民生委員法に応じて、国から地方に対し「定数条例」を制定する基準として示されている内容を参酌し、条例を制定する必要があります。（参酌基準は資料2を参照）

市では、これまで法令の基準内において3年に一回の一斉改選ごとに民生委員や町会等からの意見を聴取し定数を決めてきまし

た。少子高齢化や各家族化，ライフスタイルの多様化，近隣関係の希薄化等々が進行する中で，民生委員に期待される役割は年々大きくなっています。その一方で「成り手不足」も看過されない課題となっています。

今回提案させていただいている配置基準は，民生委員からピアリングを行ったうえで，住民に対するサービスが適切に行なわれるよう地域の実情を踏まえた弾力的な運用が図れること及び現基準よりも後退しないよう留意したものであり，市民の相談援助，地域の見守り活動に必要な基準であると考えています。

「民生委員・児童委員の定数」に係る参酌基準について

1 民生委員法改正の概要

第三次地方分権一括法により、民生委員法第4条が改正され、民生委員・児童委員の定数について、これまで国の基準に従い、知事が市町村の区域ごとに定めていた定数を、柏市が条例で定める必要が生じたため、基準条例を制定するものです。

※ 施行期日 平成26年4月1日（1年間の経過措置あり）

■ 民生委員・児童委員の定数

区分	現行	改正後
民生委員法 第4条	厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が市町村の区域ごとに、市町村長の意見を聴いて定める。	厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに、市町村長の意見を聴いて条例で定める。

■ 民生委員・児童委員の配置基準（H25.12改選時＝541人）

《平成25年7月8日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、

厚生労働省社会・援護局長通知より》

区分	区域担当民生委員・児童委員	主任児童委員
配置基準	世帯数に応じて配置 ・人口10万人以上の市 170～360世帯ごとに1人	民生児童委員協議会の規模に応じて配置 民生委員・児童委員の定数 39人以下の協議会 2人
定数	541人	44人（左記のうち数）

※ 柏市概算 169,020世帯（H26.4月）⇒約470人～994人

現定数541人で割り返すと、約312世帯/人

（基準範囲内）

民生委員ヒアリングの結果（別紙参照）

・担当世帯数だけでなく，高齢者世帯の比率が業務量の増となり負担感の増にもつながっている現状

⇒ 現行定数を削減する理由は無い

現行定数を後退させない基準を要する。

・一方で，成り手探しに苦慮している ⇒ 民生委員活動の周知，さまざまな町会活動との連携など定数基準とは別に対応を検討。

【現定数：541人の場合】※現在の基準＝170～360世帯

・高齢者（65歳以上）人口：92,606人（H26.4）

⇒ 171人/民生委員1人

・世帯数：169,020世帯（H26.4）

⇒ 312世帯/民生委員1人

2 スケジュール（予定）

月	5月	～	10月・11月	12月	H27.4月
内容	健康福祉審議会 地域健康福祉 専門部会 (諮問)	民児協・町会 等実態ヒア リング 素案作成	地域健康福祉専門 部会(審議・答申)	12月議会 へ条例案 上程	条例施行

平成26年度民生委員・児童委員委嘱状況

(人)

	全体数	民生児童委員	主任児童委員
定数	541	497	44

○委嘱者数(平成26年9月24日現在)

(人)

	全体数	民生児童委員	主任児童委員
委嘱者数	529	487	42
再任	349	326	23
新任	180	161	19
欠員数	12	10	2

○再任・新任別男女構成(平成26年9月24日現在)

(人)

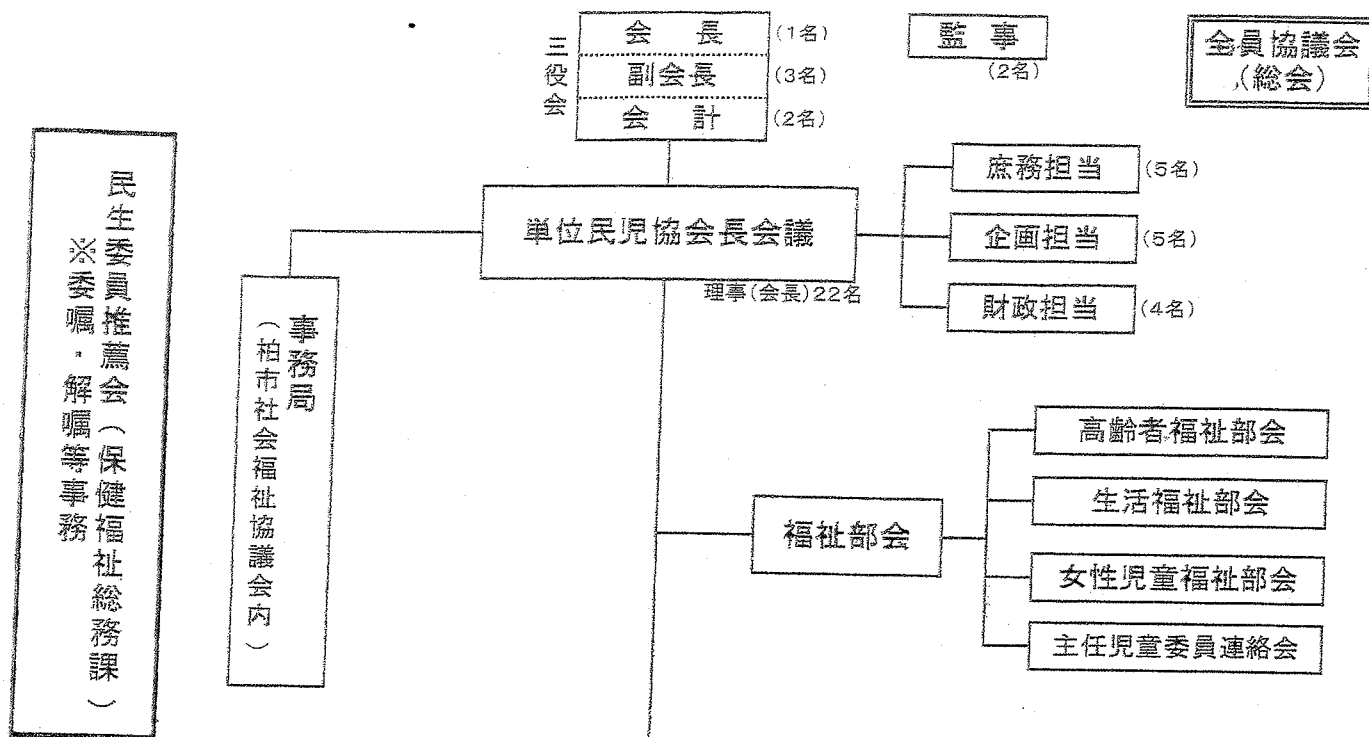
	全体数	再任	新任
男	148	91	57
女	381	258	123
合計	529	349	180

民生委員活動における主な課題

- ・ 成り手不足
- ・ 精神的な疾患が疑われる者等対応困難ケースの増加
- ・ 学校や町会等での新たな業務の増加
- ・ セキュリティ強化の流れの中、新しいマンションなどはオートロックで中に入れず活動に支障をきたしている(町会未加入)
- ・ 民生委員の資質向上の機会

柏市民生委員児童委員協議会 組織図

(平成25年12月1日)



法定単位民生委員児童委員協議会

22地区

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	柏	新	永	富	豊	豊	旭	新	高	松	田	田	西	富		藤	光	南	酒	南	風	風	
	中	田	楽		四	四						中	原	勢	土	心	ヶ	ヶ	井	部	早	早	
	央	原	台	里	季	季	町	富	田	葉	中	葉	原	勢		心	丘	丘	根	部	早	早	
	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会
	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数	定数
民生委員・児童委員定数	27	15	17	23	26	15	21	21	18	13	27	16	21	32	23	18	25	21	14	37	34	33	計 497 名
主任児童委員定数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	計 44 名
地区定数	29	17	19	25	28	17	23	23	20	15	29	18	23	34	25	20	27	23	16	39	36	35	定数合計 541 名

■ 民生委員・児童委員の活動状況

(単位：件、()内は、主任児童委員)

区 分		年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
内容別 相談件数	在宅福祉		881(0)	765(0)	985(0)
	介護保険		846(0)	954(0)	1,067(0)
	健康・保健・医療		1,338(2)	1,552(10)	1,876(19)
	子育て・母子保健		156(99)	172(103)	264(88)
	子どもの地域生活		177(10)	247(61)	295(71)
	子どもの教育・学校生活		325(79)	371(163)	408(131)
	生活費		448(23)	431(6)	464(22)
	年金・保険		71(0)	111(0)	139(1)
	仕事		74(36)	73(10)	120(19)
	家族関係		464(33)	571(12)	697(38)
	住居		193(5)	241(0)	237(4)
	生活環境		515(3)	659(1)	529(0)
	日常的な支援		2,536(1)	3,494(2)	3,142(4)
	その他		1,813(1)	1,990(11)	1,765(18)
	合 計		9,837(402)	11,631(79)	11,988(415)
・分野 指導別 相談件数	高齢者に関すること		7,340(0)	9,108(0)	9,374(1)
	障害者に関すること		344(0)	307(9)	272(6)
	子どもに関すること		775(336)	905(340)	1,220(350)
	その他		1,378(66)	1,311(30)	1,122(58)
	合 計		9,837(402)	11,631(79)	11,988(415)
その他の活動	調査・実態把握		50,231(117)	55,096(55)	55,748(71)
	行事・事業・会議への参加・協力		11,829(1,316)	13,888(1,356)	14,616(1,374)
	地域福祉活動・自主活動		18,624(1,995)	21,178(2,381)	22,273(2,300)
	民児協運営・研修		18,982(1,874)	21,450(2,050)	24,094(1,810)
	証明事務		825(4)	464(0)	460(6)
	要保護児童の発見通告・仲介		182(8)	51(15)	39(9)
回訪 数問	訪問・連絡活動		39,236(656)	42,017(315)	44,684(301)
	その他		98,889(297)	118,962(164)	102,204(335)
整連 日絡 数調	委員相互		42,570(8,850)	54,039(10,135)	60,555(8,681)
	その他の関係機関		19,133(3,337)	25,041(4,138)	28,895(4,245)
活動日数			74,920(6,485)	83,552(7,136)	88,534(6,717)

出典：健康福祉の概要より

日常生活圏域			人 口			65歳以上人口				高齢化率				世 帯 状 況				要支援者・要介護者数(1号被保険者)										要支援・要介護者のうち独居者数										認知 症数
大	中	小	男	女	合 計	男	女	合 計	順位	男	女	合 計	順位	全世帯	高齢者 独居	高齢者 のみの 世帯	高齢者 のみの 世帯／ 全世帯	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要支援・ 要介護 合計	認定率	認定率 順位	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援・ 要介護 合計	認知症自立度 Ⅱa以上		
北 部	北部 1	田中	19,130	18,851	37,981	3,285	3,618	6,903	3	17.17%	19.19%	18.17%	17	15,300	1,130	2,445	15.98%	91	94	201	185	102	88	87	848	12.3%	17	33	27	73	54	32	37	35	291	463		
		西原	8,923	8,990	17,913	2,168	2,590	4,758	8	24.30%	28.81%	26.56%	4	7,577	1,045	1,997	26.36%	71	74	121	92	95	76	74	603	12.7%	14	30	29	47	38	57	49	52	302	347		
	北部 2	富勢	12,278	12,426	24,704	2,791	3,273	6,064	6	22.73%	26.34%	24.55%	9	10,934	1,248	2,460	22.50%	80	90	195	185	98	89	87	824	13.6%	10	36	33	84	82	43	33	37	348	437		
		松葉	5,763	6,065	11,828	1,639	1,653	3,292	15	28.44%	27.25%	27.83%	2	4,761	480	1,210	25.41%	36	44	85	64	48	31	38	346	10.5%	20	11	17	28	26	23	13	18	136	190		
		高田	9,782	9,678	19,460	1,723	2,066	3,789	13	17.61%	21.35%	19.47%	15	7,895	797	1,498	18.97%	55	51	111	106	82	61	60	526	13.9%	6	27	23	54	44	46	43	42	279	313		
中 央	中央 1	豊四季台	14,788	15,227	30,015	3,052	4,150	7,202	1	20.64%	27.25%	23.99%	11	14,560	2,095	3,443	23.68%	173	141	245	186	151	125	114	1,135	15.8%	4	84	71	127	83	79	70	70	584	581		
		新富	11,302	11,162	22,464	1,859	2,158	4,017	11	16.45%	19.33%	17.88%	19	9,612	800	1,575	16.39%	83	60	144	106	55	55	42	545	13.6%	11	31	22	73	51	22	19	18	236	246		
		旭町	5,852	5,679	11,531	828	1,034	1,862	19	14.15%	17.59%	15.87%	20	5,538	484	830	14.99%	37	29	63	59	49	38	25	300	16.1%	3	10	12	31	35	28	19	9	144	147		
	中央 2	柏中央	12,840	12,665	25,505	2,118	2,570	4,688	9	16.50%	20.29%	18.38%	16	11,777	1,035	1,907	16.19%	83	66	160	132	85	63	72	661	14.1%	5	32	35	60	52	35	30	29	273	354		
		新田原	6,536	6,714	13,250	1,401	1,874	3,275	16	21.44%	27.91%	24.72%	8	5,960	746	1,419	23.81%	74	68	131	96	52	59	49	529	16.2%	2	28	31	49	42	24	20	21	215	256		
		富里	9,396	8,940	18,336	1,488	1,812	3,300	14	15.84%	20.27%	18.00%	18	8,590	816	1,449	16.87%	70	57	115	92	46	39	39	458	13.9%	7	31	28	50	36	28	16	17	206	211		
		永楽台	6,194	6,430	12,624	1,457	1,719	3,176	17	23.52%	26.73%	25.16%	7	5,273	664	1,333	25.28%	70	59	101	80	51	37	35	433	13.6%	9	26	30	49	26	18	14	15	178	210		
南 部	南部 1	増尾	11,883	12,386	24,269	2,966	3,470	6,436	5	24.96%	28.02%	26.52%	5	9,981	1,201	2,615	26.20%	95	97	174	168	99	93	66	792	12.3%	16	31	41	71	57	40	34	30	304	393		
		南部	13,417	13,543	26,960	3,070	3,450	6,520	4	22.88%	25.47%	24.18%	10	10,650	1,072	2,430	22.82%	89	76	165	166	108	71	62	737	11.3%	19	34	29	51	56	38	26	21	255	360		
		藤心	7,260	7,659	14,919	1,781	2,077	3,858	12	24.53%	27.12%	25.86%	6	6,123	735	1,521	24.84%	52	55	114	80	74	62	58	495	12.8%	13	21	18	42	31	37	33	33	215	266		
	南部 2	光ヶ丘	14,927	15,617	30,544	3,208	3,935	7,143	2	21.49%	25.20%	23.39%	12	13,439	1,559	3,034	22.58%	131	120	227	194	105	98	103	978	13.7%	8	57	63	100	74	47	45	53	439	509		
		酒井根	4,410	4,627	9,037	1,115	1,352	2,467	18	25.28%	29.22%	27.30%	3	3,629	444	997	27.47%	35	36	75	58	49	33	41	327	13.3%	12	17	17	32	21	28	22	23	160	175		
	沼 南	手賀	2,055	1,999	4,054	498	655	1,153	20	24.23%	32.77%	28.44%	1	1,495	187	335	22.41%	6	16	32	43	56	26	27	206	17.9%	1	1	1	4	7	18	15	13	59	148		
		風早 北部	12,944	13,042	25,986	2,763	3,083	5,846	7	21.35%	23.64%	22.50%	13	10,544	1,081	2,247	21.31%	72	85	149	153	114	82	85	740	12.7%	15	26	34	43	58	52	33	32	278	433		
		風早 南部	11,308	10,895	22,203	1,998	2,342	4,340	10	17.67%	21.50%	19.55%	14	8,787	796	1,617	18.40%	35	75	123	117	61	60	43	514	11.8%	18	19	30	48	44	21	31	16	209	270		
その他			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	13	38	28	26	28	24	164	-	-	7	13	38	28	26	28	24	164	116		
合 計			200,988	202,795	403,783	41,208	48,881	90,089	-	20.50%	24.10%	22.31%	-	172,425	18,415	36,367	21.09%	1,445	1,406	2,769	2,390	1,606	1,314	1,231	12,161	13.5%	-	592	604	1,154	945	742	630	608	5,275	6,431		

※認知症数は、認知症自立度Ⅱa以上の人数。

※「その他」欄は、住所地特例を表す。

※人口は住民基本台帳による。

■ 民生委員ヒアリング概要

22の地区民生委員児童委員協議会のうち、柏市北部・中央・西部・南部・沼南地域の中から、下記の5つの民児協へヒアリングを行なった。

日程	地区	場所
7月31日(木)	土地区民児協・役員会	増尾近隣センター
8月1日(金)	柏中央地区民児協・定例会	アミューゼ柏
8月8日(金)	松葉地区民児協・役員会	松葉近隣センター
8月9日(土)	豊四季台西地区民児協・定例会	豊四季台近隣センター
8月12日(火)	風早南部手賀地区民児協・役員会	高柳近隣センター

【ヒアリングの意見概要】

1. 一人当たりの受持ち件数についての感想（負担感）

【土地区】

- (1) マンションやアパートは回りやすい部分もあるが、外から中の様子が分かりづらいので、不在の場合は何度も足を運ぶことになる
- (2) 件数もそうだが、高齢者率が高い地域は、相談時間も長くなり負担感が多い。30%を超える地域では負担感が高い。

【柏中央地区】

- (1) 150人程度でちょうどいいと感じている
- (2) 件数としては、単純な世帯数ではなく、そのうち高齢者世帯の割合を加味したものが実態にあうのではないか。

【松葉地区】

- (1) 215世帯だが、活動しやすいと感じている。一人暮らしの高齢者は悩み事は民生委員という意識が強く、週1回電話がかかってくる人がいる。また、若者で就職できず引きこもっている人も増えている。

- (2) 250世帯受け持っているが、うち高齢者は100世帯。年1回でも各世帯をまわるのは難しい。それぞれできる範囲で行っている。個々の委員の意識によるところが大きい。

【豊四季台西地区】

- (1) 篠籠田地区を担当しているが、1700世帯あまりを4人の委員でやっている。現状は何とかなっているが、5～10年後の団塊の世代への対応するには人数を増やしていきたい。
- (2) 担当しているマンションでは、ほとんどの入居者が声かけ訪問の対象であり、4日間もあればすべて回れてしまう。他のマンションでは中に入ることが大変だが。

【風早南部手賀地区】

- (1) 350世帯中122世帯が高齢者。ちょうどよい感じ。
- (2) 自衛隊官舎は600～800世帯ほどあるが、対象外なのか
⇒住民票に記載のある人は世帯数に含まれる
- (3) 高齢者世帯のほか、子どもと同居している高齢者への対応が課題
- (4) 中の牧地区は開発でまとまって世帯が移住してきた地域であり、今まで1人対応だったが今回から2人の委員で対応するようになった。

2. 民生委員の活動に当たって障害になっていること

【土地区】

- (1) 緊急通報システムの協力員に民生委員になることになっており、負担※今年度高齢者支援課で時間を夜8時までに短縮した経緯有り
- (2) 相談等つなぎ役ではなく、当事者となってしまうことは負担
- (3) 高齢者と65歳くらいの子の家庭は、独居よりも閉鎖的でつながりが困難

【柏中央地区】

- (1) 新しいマンションなどでは町会にも入らない。独自で自治会を運営しており、民生委員の訪問も不可能。オートロックで中にも入れない。マンション内で民生委員を委嘱できないか。
- (2) 広報かしわを読んでないという世帯も多く、新聞を取っていない

くても郵送できることも知らない人が多い。

(声かけ訪問について)

(3) 65 歳以上という年齢では、元気な人が多いという印象。訪問するとなぜ来たんだと叱られることから始まる。もっと高齢の方(75 歳以上)を対象にしたほうがよい。

(4) 高齢者のいきいきガイドの配布は、必要とは思いますが、重量的にもかなり負担

(5) 地域によっては、土地の起伏が多く、移動が大変。重い配布物は危険でもある

(6) 声かけ訪問の期間をもっと長くできないか。1 ヶ月半ほどだとほとんど家庭のことができない。声かけ訪問は、すべての自治体で行うものなのか。負担が大きすぎる

(7) 時期も、暑くなるこの時期ではなく涼しい時期などに考えてほしい。熱中症のこともあるので。

(8) 同居家族がいる場合は、訪問不要でよいのではないか。

【松葉地区】

(1) 人数ではなく、活動できる民生委員がどのくらいいるかが大事。資質の向上が必要。

(2) 40 代の引きこもりは、民生委員が対応できないものの、見ていくとなると重荷ではある。

(3) 声かけ訪問の年齢の緩和を。元気な高齢者が多い。⇒その場合、行政からの情報が出なくなるのではないかとと思われる。
⇒元気だったという確認にもなるので、今のままでもいいのではないか

【豊四季台西地区】

(1) マンションの自治組織があれば、そこに民生委員を置いてもらえると助かる。

(2) 町会に入っていない集合住宅などは行政に入ってもらいたい

(3) 最近では、高齢者住宅(サ高住)の建設が増え、対象者が一気に増える傾向があり、任期内での機動的な対応が必要。

【風早南部手賀】

(1) 見守り活動において、ごみだし援助や医者への送迎など時間があれば手伝っているが、民生委員としての業務との線引きが難

しい。民生委員も信頼関係があればこそその活動であるが。

(2)旧沼南地域では、福祉員制度があり、福祉全般の見守り活動をボランティアで行っている。地区社協主体。民生委員の業務で協力するときがあり、片方はボランティア、民生委員は費用弁償があるということで紛糾することがたまにある。

(3)個人情報を出したがないのか表札がない家が多く、戸別訪問に支障がある。

3. 民生委員推薦時の町会長とのかかわり

【土地区】

(1)町会長との意思疎通が図られず、当人は委員を継続するつもりだったが、町会から推薦があがらず、任期が途切れてしまった。

(2)町会長も1年交代なので、民生委員をよく分からない人もいると思う。

【柏中央】

(1)年1回の声かけ訪問と定例会・サロンで月2回出ればよいとのことだったが、実際なってみると拘束される時間が多い。

【松葉地区】

(1)複数町会からの推薦を受けているところは、他の町会長を知らない。関係は希薄。

(2)町会によっては準会員制（ごみだけ等）などもあり、町会内でもさまざまな体制。

【豊四季台西地区】

(1)町会長からは、楽な仕事だからといわれ推薦を受けた。成り手がいないとこぼされた。

【風早南部手賀】

(1)岩井地区は、民生委員含め、すべての役員が1期で交代することになっていて、区長が指名で選任している。

(2)藤ヶ谷地区は、民生委員が地域の評議員になっていて、町会等の集まり時に活動を紹介している。班長が交代しても民生委員については周知されていると思う。

4. 民生委員活動をしていて感じること（課題）

【土地区】

- (1) 町会内で、民生委員の活動だけでなく、防災やおまつりなど広くつながりを持つことが、新たな後継者を見つけるには大切

【柏中央地区】

- (1) 新規委員が 12 名になり、委員間でも意識も異なっている。若い委員は、奉仕活動というよりも権利意識がやや強い感がある

【松葉地区】

- (1) 民生委員にも資格が必要なのではないか。若い人を取り込んでいくためにも、メリッ的な部分を市の負担でも考えてみては。
- (2) 今後、核家族で育った若い世代を民生委員に取りこむには工夫が必要になってくる。資格取得は一つの手法
- (3) 初めて民生委員になったが、声かけ訪問で一回訪問した後、どのように活動していけばよいか分からない。二人で対応できれば。
- (4) 次の世代の民生委員のあり方を考える必要がある。
- (5) 民生委員としてどのようなことを行うのかがまずありきで、その後に定数の話になると思う。

【豊四季台西地区】

- (1) 旧沼南町（風早北部）では、福祉委員がいて、千葉市でも協力員制度を行っているので、検討できないか。
- (2) 民生委員の仕事に対して行政職員も更なる理解が必要
- (3) 若い成り手に手当てのようなものを出せないか。若い人が活動するにはそれなりの魅力を出していく必要があるのでは
- (4) 主任児童委員についても、年齢が若いせいもあり、みなパートや仕事で忙しく成り手がいない状況。
- (5) 地域には外国人も多くなっている。若い人に民生委員になってもらおうと動きがよくなると思う。若い人へPRしてほしい。
- (6) 若い人と同居している高齢者は、若い人が働いている昼間は家で 1 人になっている。見守りが必要に思う。

【風早南部手賀】

- (1) 成り手がいないのは共通の悩み。
- (2) 民生委員活動を補佐する協力員などについて検討していただ

きたい。

5. 現状の定数について所感

【土地区】

- (1) 高齢者の多いところは相談にも時間を割かれ負担が大きい感はある。

【柏中央地区】

- (1) 定数を多くしても成り手がないのであれば、あまり意味がない。
行政OBの活用を積極的にできないものか。

【松葉地区】

- (1) 定数的には1～2名増といったところか。
- (2) 委員の質的向上を図るしくみを考えていく必要がある
- (3) 次世代へのどうつないでいくのかを考える時期

【豊四季台西地区】

- (1) 定数という数ではなく、まず民生委員の業務についてしっかり定めていただき、市職員にも周知してほしい。

■事務局案

国の参酌基準と同基準にする

条例案:170世帯以上360世帯以内

※具体的人数は、規則で定める。今回は現行の定数541人とする。
次期改選時に改めて規則改正を行う

■基本データ

	H29/32の根拠	H26	H29	H32
人口(人)	第5期いきいきプラン21より	406,973	419,767	425,853
高齢者人口(人)	第5期いきいきプラン21より	92,606	103,263	107,333
世帯数(世帯)	人口伸率で試算	169,020	174,333	176,861
うち高齢者世帯(世帯)	第5期いきいきプラン21より	66,218	72,345	75,196

■現定数での民生委員一人当たりの負担

	(現定数)	H26	H29	H32
高齢者人口 民生委員1人当たり(人)	(541人)	171	191	198
世帯数 民生委員1人当たり(世帯)	(541人)	312	322	327
高齢者世帯数 民生委員1人当たり(世帯)	(541人)	122	134	139

■現定数での負担を固定した場合の民生委員数

		H26	H29	H32
H26時点の民生委員1人当たりの負担(民生委員負担数)を固定すると今後必要となる民生委員数は.. ≡負担を今以上にかけない想定	高齢者数基準(人)	541	604	628
	世帯数基準(人)	541	559	567
	高齢世帯基準(人)	541	593	616

※559人～628人

(H26年度比 18人～87人増)

各年度の最も多い人数をその年度の世帯数基準にすると(世帯/人)	312	289	282
---------------------------------	-----	-----	-----

		H26	H29	H32
1人当たり的高齢者数(民生委員負担数)を170人とする今後必要となる民生委員数は.. ≡改選時民児協との検討会での意見より	高齢者数基準(人)	541	607	631

※607人～631人

(H26年度比 110人～134人増)

その年度の世帯数基準にすると(世帯/人)	312	287	280
----------------------	-----	-----	-----

基準条例案

○ 柏市民生委員定数条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

（民生委員の定数）

第 2 条 民生委員の定数は、170 以上 360 以内の世帯につき 1 人の民生委員を置くことを基準として、市長が規則で定める数とする。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○ 柏市民生委員定数条例施行規則(案)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、柏市民生委員定数条例（平成 26 年柏市条例第○号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(民生委員の定数)

第 2 条 民生委員の定数は、541 人とする。

(補則)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

